



消費税の特定新規設立法人に該当する旨の届出書

		年 月 日 提出		法人番号	F02			
提出先	F01	税務署長		フリガナ (代表者氏名)	H06			
フリガナ	F03			代表者氏名	H07			
名称	F04			電話番号 (代表者)	T01	—	—	
納税地	郵便番号 (納税地)	F05	—		電話番号 (納税地)	F07	—	—
	フリガナ	E01						
	納税地	F06						
本店又は主たる 事務所の所在地	郵便番号	P01	—		電話番号	T02	—	—
	フリガナ	E02						
	所在地	E03						
下記のとおり、消費税法第12条の3第1項の規定による特定新規設立法人に該当することとなったので、消費税法第57条第2項の規定により届出します。								
		元号		年	月	日		
消費税の特定新規設立法人に該当することとなった事業年度開始の日	N01							
事業内容等		元号		年	月	日	消費税法第12条の3第5項の規定の適用を受ける外国法人の場合	
設立年月日	N02	元号		年	月	日	国内における課税資産の譲渡等に係る事業の開始年月日	
		月	日	月	日	N03		
事業年度	自	U01		至	U02			
事業内容	E04							
特定新規設立法人の判定								
イ 特定要件の判定								
①	特定要件の判定の基礎となった他の者	納税地等	E05					
		氏名又は名称	E06					
保有割合	②	①の者が直接又は間接に保有する新規設立法人の発行済株式等の数又は金額(単位:株(円))			G01			
	③	新規設立法人の発行済株式等の総数又は総額(単位:株(円))			G02			
	④	③のうち、①の者が直接又は間接に保有する割合(②/③×100)			C01		%	
ロ 基準期間に相当する期間の課税売上高又は総収入金額								
納税地等	E07			氏名又は名称	E08			
		元号		年	月	日		
基準期間に相当する期間	自	N04		至	N05			
基準期間に相当する期間の課税売上高	G03						円	
基準期間に相当する期間の総収入金額	G04						円	
上記イ④の割合が50%を超え、かつ、ロの基準期間に相当する期間の(1)国内における課税売上高が5億円を超えている場合、又は、(2)国内外における総収入金額(売上金額、収入金額その他の収益の額の合計額)が50億円を超えている場合には、特定新規設立法人に該当しますので、この届出書の提出が必要となります。								
参考事項	E09							
税理士署名	R01			電話番号 (税理士)	R02	—	—	
税務署整理欄	番号確認	K21			備考			